

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月29日

都道府県知事  
(市長) 殿



提出者

住所 埼玉県草加市青柳2-12-30  
氏名 石福金属興業株式会社草加工場  
取締役常務執行役員 楢本裕司

電話番号 048-931-4581

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	石福金属興業株式会社草加工場
事業場の所在地	埼玉県草加市青柳2丁目12番30号
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業 [2000] 電気機械器具製造 [3000]
② 事業の規模	資本金 1億円 製造品出荷額 8,249百万円
③ 従業員数	290名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1, 2, 3のとおり

(日本産業規格 A列4番)

12

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙4のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】								
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ						
	排 出 量	5, 549 t	462 t						
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)            事業拡大により、廃酸量が増加した。            自社処理を強化し、可能な廃酸は自社処理で対応した。            廃アルカリは監視・分別活動を継続した。            原単位は、廃酸：令和4年0. 694 (昨年実績8. 1%)            廃アルカリ：令和4年0. 0578 (昨年実績32. 3%)</p>								
② 計画	<p>【目標】排出量の前年比維持（原単位）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>廃酸</th> <th>廃アルカリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排 出 量</td> <td>5, 560 t</td> <td>470 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(今後実施する予定の取組)            生産活動に寄与することになるが、現状の活動を維持し、前年排出量を維持する取り組みを行う</p> <p>目標（原単位）            廃酸：0. 694 廃アルカリ：0. 0588</p>			特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ	排 出 量	5, 560 t	470 t
特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ							
排 出 量	5, 560 t	470 t							

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 表示をし、蓋のできる専用タンクもしくは密閉タンクにて、他の廃液の混入及び漏洩を防ぐ。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の活動を維持する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 再生利用は実施していない。			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 再生利用は実施していない。			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		5, 286 t		
② 計画	(これまでに実施した取組) 廃酸は、排水処理施設の稼働率を向上させることで、より多くの廃酸を処理できるように活動を行った。				
	【目標】 自社処理量の前年比維持（原単位）				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		0 t		
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		5, 300 t		
(今後実施する予定の取組) 現状の活動を維持し、前年量を維持する取り組みを行う。					
目標（原単位） 廃酸：0. 661					

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 埋め立て処分は実施しない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 埋め立て処分は実施しない。		

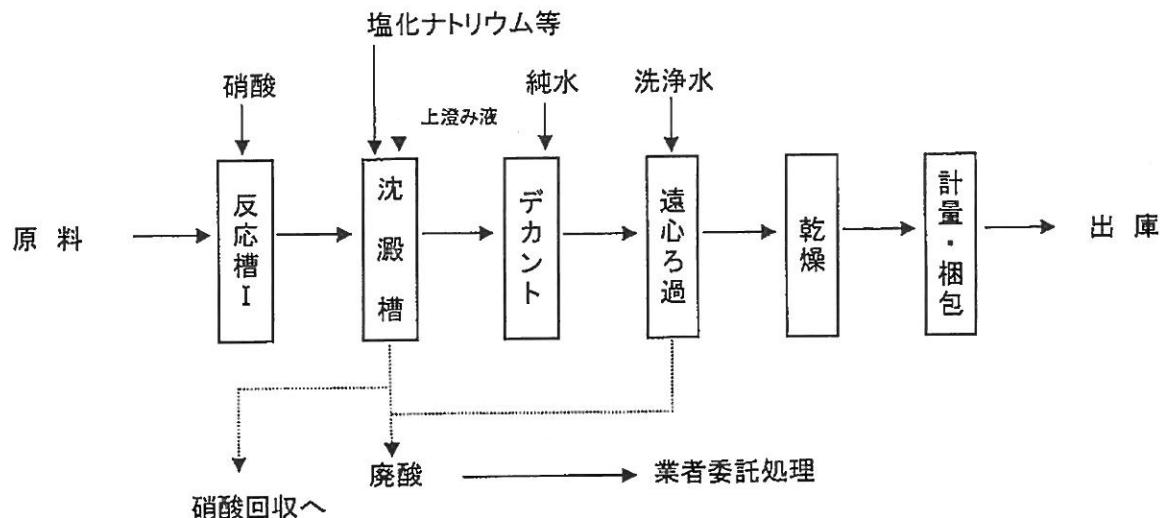
## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	263 t	462 t
	優良認定処理業者への処理委託量	263 t	462 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 廃酸及び廃アルカリのムダな排出を抑えるため、酸及びアルカリ委託量を毎月監視している。生産活動に寄与することになるが、現状の活動を維持し、前年排出量を維持する取り組みを行った。 原単位は、廃酸：令和4年0.0329（昨年実績9.7%） 廃アルカリ：令和4年0.0578（昨年実績32.3%）			

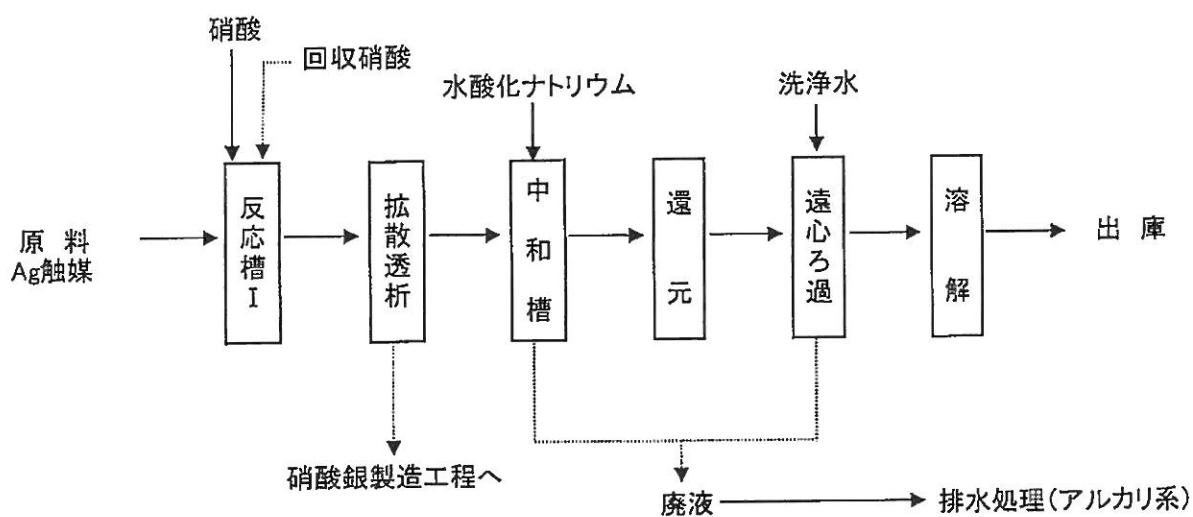
② 計画	【目標】処理委託料の前年比維持（原単位）		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	270 t	470 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	270 t	470 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状の活動を維持し、前年量を維持する取り組みを行う。		
	目標（原単位）	廃酸：0.0338 廃アルカリ：0.0588	
※事務処理欄	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		725 t
(今後実施する予定の取組等) 電子マニュフェストの維持管理。			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

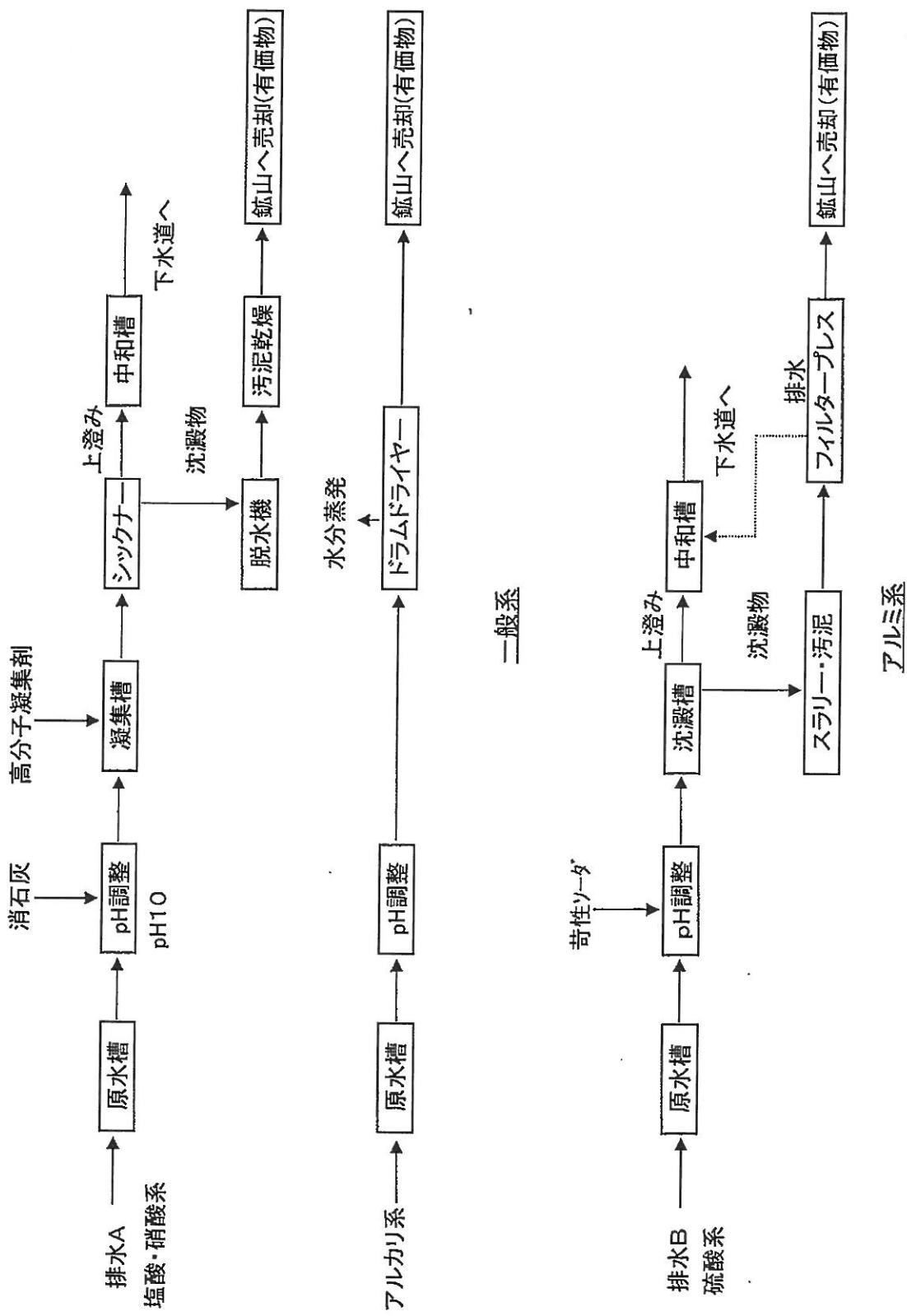


Ag化合物製造フロー



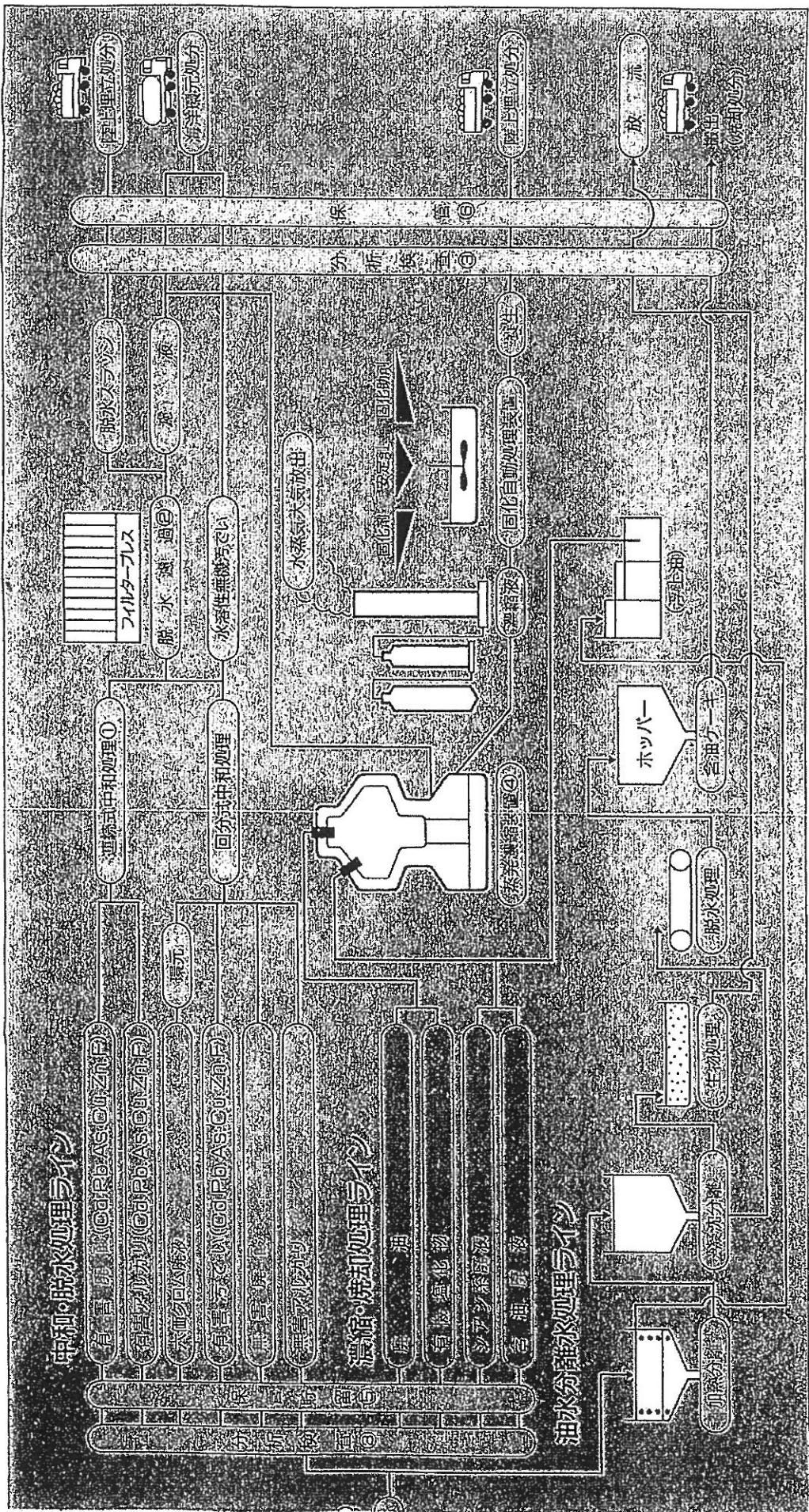
Ag回収作業フロー

別紙1 特別管理産業廃棄物の排出に係わる製造フロー



別紙2 排水処理フロー

別紙3 廃棄物処理フロー一委託分(委託業者力タログより)



## 別紙4 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

### 責任者及び管理組織図

統括責任者	所属:草加工場	職:工場長
廃棄物担当	組織名:管理部 業務グループ/工場管理室 組織人数:4人	職:管理部長
役割	QEM委員会 (化学物質環境安全管理部会)	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生制御、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長－技術部長 ・事務局－製造グループリーダー ・委員－関連部署
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の終結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

### 廃棄物管理組織

